

令和8年6月県議会

厚生常任委員会
報告事項

健康福祉部

目 次

1. 新たな地域医療構想の策定について （医療政策課）	P 1
--	-----

新たな地域医療構想の策定について

医療政策課

1 策定の趣旨

- (1) 医療法第 30 条の 4 に基づき、都道府県は「地域医療構想（以下「現構想」という。）」を策定することとされており、熊本県では平成 29 年 3 月に「熊本県地域医療構想」を策定。
- (2) 現構想は、団塊の世代が 75 歳以上となり、医療・介護需要のピークを迎える 2025（令和 7）年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに 2025（令和 7）年の医療需要（推計入院患者数）と病床の必要量（必要病床数）を医療計画の一部として定めたもの。
- (3) 令和 7 年 12 月に成立した「医療法等の一部を改正する法律」に基づき、都道府県は、厚生労働省が示した「新たな地域医療構想策定ガイドライン」を参考に、令和 8 年度から「新たな地域医療構想（以下「新構想」という。）」の策定に着手。
- (4) 新構想は、85 歳以上の増加や人口減少がさらに進む 2040 年とその先を見据え、地域の医療提供体制全体の将来のビジョン・方向性、医療機関機能に着目した医療機関の機能分化・連携等を医療計画の上位概念として定めるもの。

2 新構想の内容

- (1) 将来の医療提供体制の基本的な方向に関する事項
- (2) 将来の医療機関機能の見通し
- (3) 将来の病床数の必要量
- (4) 将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策

3 策定にあたっての検討体制

上記 2 の内容について、医療関係者、介護関係者、市町村、保険者等の意見を聴取し、合意形成を図る場として医療法第 30 条の 14 に基づき設置している「地域医療構想調整会議」において検討を行う。

4 スケジュール

令和 8 年 6 月 4 日	熊本県地域医療構想調整会議の開催（年度内に 3～4 回程度）
令和 8 年 8 月頃	各地域の地域医療構想調整会議の開催（年度内に 2～3 回程度）
令和 9 年度半ば頃	新構想素案の概ね決定
令和 10 年 2 月頃	新構想の策定完了